

議案提出書

横手市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議会案を提出する。

令和8年3月16日 提出

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 菅原 正志 様

提案理由

市の組織機構の再編に伴い、現行条例の一部を改正しようとするものである。

議会案第 1 号

横手市議会委員会条例の一部を改正する条例

横手市議会委員会条例（平成 1 7 年横手市条例第 3 3 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管に属する事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 厚生常任委員会 7 人</p> <p><u>市民福祉部</u>、市立横手病院及び市立大森病院の所管に属する事項</p> <p>（4） [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管に属する事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 厚生常任委員会 7 人</p> <p><u>市民生活部、健康福祉部</u>、市立横手病院及び市立大森病院の所管に属する事項</p> <p>（4） [略]</p> <p>3 [略]</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案提出書

横手市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議会案を提出する。

令和8年3月16日 提出

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 菅原 正志 様

提案理由

協議等の場の再編に伴い、現行条例の一部を改正しようとするものである。

議会案第2号

横手市議会会議規則の一部を改正する規則

横手市議会会議規則（平成17年横手市議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第159条関係）				別表（第159条関係）			
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
[略]				[略]			
議会改革推進 会議	横手市議会基本条 例（平成24年横手 市条例第23号）第2 0条の規定に基づき 行う検証等若しく は議会改革に係る 協議又は調整を行 うこと。	議会改革推進会議 の委員	委員長	議会改革推進 会議	横手市議会基本条 例（平成24年横手 市条例第23号）第2 0条の規定に基づき 行う検証等及び議 会改革（情報化の 推進に係るものを 含む。）に係る協	議会改革推進会議 の委員	委員長

					議又は調整を行う こと。		
ICTプロジェクトチーム	情報通信端末機器の活用及び情報化の推進に係る協議又は調整を行うこと。	ICTプロジェクトチームの委員	委員長				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案提出書

横手市議会事務局設置条例の一部を改正する条例

上記の議会案を提出する。

令和8年3月16日 提出

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 菅原 正志 様

提案理由

議会事務局に課を置くことに伴い、現行条例の一部を改正しようとするものである。

議会案第3号

横手市議会事務局設置条例の一部を改正する条例

横手市議会事務局設置条例（平成17年横手市条例第338号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（事務処理）</u></p> <p><u>第2条 事務局は、市議会の事務を処理する。</u></p> <p><u>（事務局の職員）</u></p> <p><u>第3条 事務局に次の職員を置く。</u></p> <p><u>（1） 事務局長</u></p> <p><u>（2） 書記</u></p> <p><u>（3） その他の職員</u></p> <p><u>2 職員の定数は、横手市職員定数条例（平成17年横手市条例第42号）の定めるところによる。</u></p> <p><u>（事務局長の職務）</u></p> <p><u>第4条 事務局長は、議長の命を受けて事務を総理し、職員</u></p>	

を指揮監督する。

2 事務局長に事故があるときは、上席の職員がその職務を代理する。

(事務分掌)

第5条 事務局に、その事務を分掌するために、総務、議事調査の2係を置く。

2 職員は、局長の命を受けてその係の事務に従事する。

(委任)

第6条 [略]

(委任)

第2条 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。